

平成21年3月31日

総務大臣
鳩山 邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成21年1月29日付け諮問第3007号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、次のとおり修正した上で制定することが適当であると考えられる。
 - ・ 第17条及び第21条について文言の適正化を図ること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 2 1 年 3 月 3 1 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正について

<p>意見1 補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大宗が、既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回の省令案における補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大宗が、現行省令において既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法であると考えます。</p> <p>なお、今後も引き続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、光IP電話に移行した回線数を加算する補正だけで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>—</p>
<p>意見2 IP補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないため、更なる議論を行ったうえで省令改正の妥当性を改めて判断すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>1 改正算定規則附則第8項について(アナログ加入者回線数の補正)</p> <p>省令改正案の前段の議論である、「ユニバーサルサービス制度の在り方」についての答申(案)(以下、「答申(案)」という。)に対する意見募集(平成20年10月28日公表)において、弊社共を含め複数の事業者が、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信業務原価のうち設備管理部門の原価について、光IP電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし算定すること(以下、「IP補正」という。)の実施に係る様々な問題点について指摘していますが、IP補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないものと考えます。</p> <p>従って、IP補正実施の是非について更なる議論を行ったうえで、省令改正の妥当性を改めて判断すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>情報通信審議会においては、十分に議論を尽くし、「光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要」があり、「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である」との結論が、平成20年12月16日付同審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(以下「答申」という。)で示されているところである。</p> <p>今回の省令案は、答申を踏まえ、関係規定を整備するものであり、妥当であると考えます。</p>

2 ユニバーサルサービス制度の見直しについて

<p>意見3 そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網からIP網への移行という非常に大きな変化が本格化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野にいれた抜本的な見直し議論を早急に開始すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>2 附則第2項について(制度の見直し)</p> <p>答申(案)に対する弊社共意見(平成20年11月27日提出)でも述べたとおり、ユニバーサルサービス基金の補填方法については、制度の要否、及び基金の要否の検討がなされ、必要性が判断された後にはじめて検討すべきものと考えますが、現在に至るまで、この点について十分な議論がなされていません。このようにユニバーサルサービス制度の在り方について、十分な議論がなされていない状況において、IP補正のみを行い、現行制度を3年もの長期に渡り延長することは妥当ではないものと考えます。</p> <p>従って、そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網からIP網への移行という非常に大きな変化が本格化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野にいれた抜本的な見直し議論を早急に開始すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>答申においては、「見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要である」とされており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。</p>
<p>意見4 NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能であり、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要。</p> <p>NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>審議会答申案に対する当社意見書でも述べたとおり、NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能な状況です。また、コスト算定方法を補正する際に、想定した番号単価が水準に留まらなかったこと等を理由に翌年さらに再補正されるようなことがあっては、制度の安定性・信頼性を損ないかねないため、補てん額の多寡に関係なく、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、今回の措置は平成21年度から23年度までの3年間の暫定措置とされていますが、加入</p>	<p>IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しについて、その必要性や補てん対象額の試算結果等を勘案して検討がなされ、「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である」との結論が答申において示されているところである。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の次期見直しに当たっては、ご指摘のとおり、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課</p>

電話回線数の継続的な減少という問題は、PSTNの移行期間中は解消するものではありません。いつまで補正を行うのか不明なまま制度を運用し続けることは、国民の利益に反するため、NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべきです。

【KDDI株式会社】

題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。